

広島県告示第九百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市布野町横谷、同市布野町上布野、同市布野町下布野、同市布野町戸河内及び同市三原町地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	農協横谷支所（三四五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山崎（三四五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山崎（三四五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之迫（三四五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥之迫（三四五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之迫（三四五九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥之迫（三四五九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之迫（三四五九二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥之迫（三四五九二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之迫（三四五九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥之迫（三四五九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

奥之迫(三四五九一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥之迫(三四五九一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横谷(三四六〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横谷(三四六〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横谷(三四六〇—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横谷(三四六〇—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一—二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一—二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一—三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一—三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一—四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一—四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一—五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一—五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六一—六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六一—六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横谷(三四六三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横谷(三四六三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原(三四六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大原(三四六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吸谷(三四六六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	吸谷(三四六六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大伴(三四六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大伴(三四六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上布野(三四六九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上布野(三四六九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上布野(三四六九—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上布野(三四六九—一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

五〇四）中郷（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五〇四）中郷（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五〇三）中郷（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五〇三）中郷（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五〇二）横谷（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五〇二）横谷（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五〇〇）石貝（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五〇〇）石貝（一二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
）石貝（一二二） 四九九―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	）石貝（一二二） 四九九―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
）石貝（一二二） 四九九―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	）石貝（一二二） 四九九―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石貝（一二二） 四九九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石貝（一二二） 四九九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吸谷（一二二） 四九八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	吸谷（一二二） 四九八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横谷（一二二） 四九七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横谷（一二二） 四九七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之迫下（ 五四二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥之迫下（ 五四二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
）上布野（三 四八四―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	）上布野（三 四八四―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
）上布野（三 四八四―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	）上布野（三 四八四―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上布野（三 四八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上布野（三 四八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺西（三四 八三一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	寺西（三四 八三一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺西（三四 八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	寺西（三四 八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上布野（三 四八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上布野（三 四八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
）谷組上（三 四八一―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	）谷組上（三 四八一―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二井殿（二二七）	地滑り	次の図のとおり	
下布野東（一二四）	地滑り	次の図のとおり	
上布野（二二三）	地滑り	次の図のとおり	
河戸川（八六〇〇）	土石流	次の図のとおり	河戸川（八六〇〇） 土石流 次の図のとおり
大谷川（八五九九）	土石流	次の図のとおり	大谷川（八五九九） 土石流 次の図のとおり
戸河内川（八五九八隣b）	土石流	次の図のとおり	戸河内川（八五九八隣b） 土石流 次の図のとおり
戸河内川（八五九八隣a）	土石流	次の図のとおり	戸河内川（八五九八隣a） 土石流 次の図のとおり
戸河内川（八五九八）	土石流	次の図のとおり	戸河内川（八五九八） 土石流 次の図のとおり
戸河内川（八五九七）	土石流	次の図のとおり	戸河内川（八五九七） 土石流 次の図のとおり
田代川支川（八五九六）	土石流	次の図のとおり	田代川支川（八五九六） 土石流 次の図のとおり
姫ヶ滝川（八五九四隣）	土石流	次の図のとおり	姫ヶ滝川（八五九四隣） 土石流 次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。